

埼玉労基 1016 第 10 号  
平成 30 年 10 月 16 日

各 位

埼玉労働局長



埼玉県最低賃金の最低賃金額改定に係る広報について（協力依頼）

日頃より労働行政の円滑な推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、埼玉県最低賃金の「最低賃金額を1時間898円（引上げ額27円）、改正発効日を本年10月1日」とする改正決定を行ったところです。

埼玉県最低賃金は、罰則をもって賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パート、学生アルバイトを含め、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されますが、今回は特に過去最大の引上げ額となるため、その影響は非常に大きく、最低賃金額改定をできるだけ広く関係者に周知する必要があると考えております。

つきましては、同封のポスターの掲示、リーフレットの配布のほか貴機関・団体で発行される広報誌、及びホームページに埼玉県最低賃金の最低賃金額改定に関する記事を掲載していただきたくお願い申し上げます。

なお、参考までに広報誌の掲載用例文を同封いたしますので、広報誌に掲載いただきました場合は、当局労働基準部賃金室に当該広報誌を郵送又はファクスにより送付いただきますようお願い申し上げます。

また、リーフレットは、埼玉労働局ホームページからダウンロードできますので、ご利用いただきますようお願いいたします。

(例文)

一埼玉県最低賃金の改正のお知らせ一

平成30年10月1日から埼玉県最低賃金は時間額898円(引上げ額27円)となります。

埼玉県最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パートや学生アルバイトを含め、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。使用者も、労働者も、賃金額が1時間当たり898円以上かどうか必ず確認しましょう。(※一部の産業には、特定(産業別)最低賃金も適用されます。)

詳しくは、埼玉労働局労働基準部賃金室(電話048-600-6205)又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。



チェック

しなくちゃ。

最低賃金

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。  
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

今年も変わります!



埼玉県 最低賃金

平成30年  
10月1日から  
〈時間額〉

898円

27円  
UP

最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは  
埼玉労働局または最寄りの労働基準監督署へ

埼玉労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/>

# 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、  
賃金の最低額(最低賃金額)を  
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの  
働き方の違いにかかわらず、  
すべての労働者に適用されるんです。



チェックの方法は？  <sup>(※1)</sup> チェックしたい賃金を時間額にして、  
<sup>(※2)</sup> 最低賃金額(時間額)と比較してみましょう！

## 最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※3)

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td></tr><tr><td>円</td></tr></table>	時間給	円	≥	<table border="1"><tr><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td></tr></table>	最低賃金額(時間額)	円								
時間給															
円															
最低賃金額(時間額)															
円															
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td></tr><tr><td>円</td></tr></table>	日給	円	÷	<table border="1"><tr><td>1日の平均所定労働時間</td></tr><tr><td>時間</td></tr></table>	1日の平均所定労働時間	時間	=	<table border="1"><tr><td>時間額</td></tr><tr><td>円</td></tr></table>	時間額	円	≥	<table border="1"><tr><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td></tr></table>	最低賃金額(時間額)	円
日給															
円															
1日の平均所定労働時間															
時間															
時間額															
円															
最低賃金額(時間額)															
円															
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td></tr><tr><td>円</td></tr></table>	月給	円	÷	<table border="1"><tr><td>1か月の平均所定労働時間</td></tr><tr><td>時間</td></tr></table>	1か月の平均所定労働時間	時間	=	<table border="1"><tr><td>時間額</td></tr><tr><td>円</td></tr></table>	時間額	円	≥	<table border="1"><tr><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td></tr></table>	最低賃金額(時間額)	円
月給															
円															
1か月の平均所定労働時間															
時間															
時間額															
円															
最低賃金額(時間額)															
円															

4 上記1,2,3が  
組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で  
各手当(職務手当など)が  
月給の場合

- ① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精進手当、通勤手当および家族手当

(※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 ≥ 特定最低賃金額

(※3)詳細な計算方法や、歩合給の場合のみの計算方法は労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしましょ！

## 賃金の引上げを支援します。

### 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはWEBで確認！ [業務改善助成金](#) [検索](#) [業務改善助成金 https://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/](https://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/)

### 専門家による無料相談を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

働き方改革推進支援センター <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuritsuite/bunya/0000198331.html>

中小企業  
事業者の  
皆さんへ



リサイクルマーク  
このマークは、環境省の  
リサイクルマークです。(H30.9)